

京都市建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則を公布する。

平成29年3月31日

京都市長 門川大作

京都市規則第106号

京都市建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則

京都市建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則の一部を次のように改正する。

第1条中「建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令」の右に「(以下「令」という。)」を加える。

第2条第1項中「法」の右に「, 令」を加える。

第6条を第7条とし, 第3条から第5条までを1条ずつ繰り下げ, 第2条の次に次の1条を加える。

(通行障害建築物の要件の特例)

第3条 省令第3条の規定により市長が定める場合は, 建築物の地盤面(建築基準法施行令第2条第2項に規定する地盤面をいう。以下同じ。)が前面道路(法第6条第3項各号の規定により本市が定める市町村耐震改修促進計画に記載した道路に限る。以下同じ。)の中心線の路面より低い場合とする。

2 省令第4条の規定により市長が定める距離は, 建築物の地盤面から前面道路の中心線の路面までの垂直距離に, 前面道路の幅員に応じ, それぞれ令第4条各号に定める距離を加えたものとする。

附則第2項中「第3条」を「第4条」に改める。

附 則

この規則は, 公布の日から施行する。

(都市計画局建築指導部建築安全推進課)